

区の統合について

自治組織は地域の実情によりさまざまな形態を取っている。従って、市が主導して区の統合を進めるものではないと考える。ただし、地元主導で統合を進める場合は、区長会で情報を共有しつつ、市として出来る限りのサポート※を行う。

※市として出来る限りのサポートとは

- ①統合の周知（回覧チラシの印刷や広報たじみへの記事掲載等）
- ②統合に係る総会を開催するための案内文書や会場代 等

1. 前回意見交換会後の動き

14区長の主導で、以下のとおり区の統合を進める予定。

- ①14区（200世帯）・15区（108世帯）・16区（173世帯）（いずれも精華校区）の3区長が統合の意思を確認。
- ②次回区長会（10/21）で表明。
- ③3区合同の臨時総会を開催して統合を決定する予定。出席できない人には委任状で対応。委任状で賛否も表明できるようにする。
- ④令和6年度から14区・15区・16区を統合し一つの区とする。

2. 今後の動き

- （1）第4回区長会（10/21）にて周知
- （2）以降、14～16区統合に係る総会の準備等をサポート
- （3）区の統合・再編への移行期間を考慮して、合併後当面（3年）の間、市政協力業務委託費は合併前の区の数で委託費の算出を行う

<担当>

多治見市役所くらし人権課

担当：水野 電話：0572-22-1134